

日医発第 1133 号 (年税 49)
平成 26 年 2 月 21 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

独立行政法人福祉医療機構の平成 25 年度補正予算
に係る優遇措置について(医療貸付事業)

独立行政法人福祉医療機構は、今般、平成 25 年度補正予算に係る医療貸付事業の優遇措置について、別添の通り公表しました。

新規事項としまして、「医療施設及び介護老人保健施設のスプリンクラー整備に対する優遇融資」と、「医療施設の耐震化整備に対する優遇融資」が実施されることとなりました。

つきましては、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、独立行政法人福祉医療機構のホームページ
(<http://hp.wam.go.jp/tabid/1728/Default.aspx>) より、ご覧いただけます。

[別添資料]

- 平成 25 年度補正予算に係る優遇措置について(医療貸付事業)
- 平成 25 年度補正予算 医療貸付事業の概要について

独立行政法人福祉医療機構 (WAM) > 各事業のご案内 > 医療貸付事業 > 平成25年度補正予算の概要



社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

- 福祉貸付事業
- 医療貸付事業
- 経営支援事業
- WAM助成 (社会福祉振興助成事業)
- 退職手当共済事業
- 心身障害者扶養保険事業
- 年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業
- 承継年金住宅融資等債権管理回収事業
- 承継教育資金貸付け あっせん業務 (現在業務を休止しています)



医療貸付事業

平成25年度補正予算に係る優遇融資について (医療貸付事業)

平成26年2月6日に成立した補正予算に基づき、次の優遇融資をいたします。補正予算の概要につきましては、次の資料をご覧ください。

資料：平成25年度補正予算の概要 (医療貸付事業) (787KB)

医療施設及び介護老人保健施設のスプリンクラー整備に対する優遇融資について【新規事項】

スプリンクラーが設置されていなかったことによる火災事故が頻発したことを受け、スプリンクラーや火災報知設備の設置を義務付ける関係法令の改正が検討されております。

平成25年度補正予算において、病床を持つ医療施設や275㎡未満の小規模介護老人保健施設のスプリンクラー設置整備に対する補助金 (医療施設等施設整備補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) が予算措置されたことに伴い、スプリンクラー整備に対する優遇融資を実施いたします。

なお、制度の詳細につきましては「平成25年度補正予算の概要 (医療貸付事業)」をご確認ください。

医療施設の耐震化整備に対する優遇融資について【継続事項】

地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、入院患者等の安全を確保するとともに被災者に適切な医療を提供していく観点からも、病院の耐震化整備は、防災対策を推進する上で重要課題となっております。

当機構では、平成21年度から耐震化整備にかかる優遇融資を実施しているところですが、平成25年度補正予算においても、未耐震の病院に対する耐震化整備の補助金 (医療提供体制施設整備交付金) が予算措置されたことに伴い、引き続き優遇融資を実施いたします。

なお、制度の詳細につきましては「平成25年度補正予算の概要 (医療貸付事業)」をご確認ください。

※医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備や国の補助対象とならない耐震化整備についても、引き続き優遇融資を実施しております。(国の補助対象とならない耐震化整備の場合は、優遇内容が一部異なります。)

本件に係るご照会先

ご融資のご相談等を希望されるお客さまに係るご連絡先

本件に係るご融資についてご相談等を希望されるお客さまは、次の区分に応じてお問い合わせ頂ければ幸いです。

◆ 施設所在地が次の地域にあるお客さま

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟

◆ 施設所在地が次の地域にあるお客さま

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、

都道府県等のご担当者さまに係るご連絡先

都道府県等のご担当者さまで当機構からの通知事項や、詳しい制度の内容、広報資料等についてのご照会は、次の連絡先までお問い合わせ頂ければ幸いです。

医療貸付部医療業務課

TEL:03-3438-9293/FAX:03-3438-0659

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13

(ヒューリック神谷町ビル9階)

 [ページのTOPに戻る](#)

[リンク集](#)

[サイトポリシー](#)

[所在地案内](#)

[個人情報保護方針について](#)

[ISO 認証取得について](#)

Copyright(C)2011-2014 独立行政法人福祉医療機構
105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階(本部)

平成25年度補正予算 医療貸付事業の概要について

独立行政法人福祉医療機構
医療貸付部

ご融資をご検討中の皆さまへ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）では、平成26年2月6日に成立しました平成25年度補正予算に基づき、次ページのとおり優遇融資を実施します。

なお、優遇融資を受けるにあたっては、どのメニューも国庫補助を受けることが条件となりますので、ご留意ください。

補助金の交付申請等の手続きは、各補助金の交付要綱をご確認ください。

新規事項について

医療施設及び介護老人保健施設の sprinkler 整備に対する融資率等の優遇

sprinkler が設置されてなかったことによる火災事故が頻発したことにより、 sprinkler や火災報知設備の設置を義務付ける関係法令の改正が検討されています。

当機構では、平成25年度補正予算で、就寝用の居室を持つ医療施設や275㎡未満の小規模介護老人保健施設の sprinkler 設置整備に対する補助金が予算措置されたことに伴い、 sprinkler 整備に対する優遇融資を実施します。

区分	[制度内容]
融資対象	<u>医療施設等施設整備補助金</u> 及び <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</u> の対象となる sprinkler 整備
融資率	所要額の90%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利から▲0.5%

継続事項について

医療施設の耐震化整備に対する融資率等の優遇

地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、入院患者等の安全を確保するとともに被災者に適切な医療を提供していく観点からも、病院の耐震化整備は防災対策を推進する上で重要な課題となっております。

当機構では、平成21年度から耐震化整備に係る優遇融資を実施しているところですが、このたびの平成25年度補正予算で、未耐震の病院に対する耐震化整備の補助金が予算措置されたことに伴い、引き続き優遇融資を実施します。

なお、国の補助対象とならない耐震化整備についても、引き続き優遇融資（融資率のみ）を実施します。

区 分	[制度内容]
融資対象	<u>医療提供体制施設整備交付金</u> の対象となる耐震化整備
融資率	所要額の95%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利から▲0.5%

※ 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる耐震化整備についても、引き続き優遇融資を実施します。